

平成17年度 事務事業評価表					
記入年月日	平成17年4月25日		記入者		内線 2834
部 名	環境事業部	課 名	清掃施設課	課長名	加藤通一
事務事業名	駅前等公衆トイレ維持管理事業				
予算上の事務事業名	公衆トイレ維持管理費				
1 総合計画における位置づけ	施策コード		26120		
基本目標	「ゆとりある みどり豊かな環境共生都市」をめざして				
政 策 名	第6章 総合的、計画的な土地利用を進めます				
基本施策名	第1節 環境と調和し、地域の特色を生かした秩序ある土地利用の推進				
施 策 名	第2施策 総合的な土地利用方針の確立				事業開始年度 昭和63年以前 ▼
2 実施根拠及び関連法令・条例等					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
3 個別計画の概要			概要		
計画名					
計画年次	年度～	年度			
4 事業形態の区分 維持・管理・補修 ▼					
5 事業概要					
(1) 事業の目的(何のために行うのかまたはもたらしたい成果)			(2) 対象(誰、何)		
公衆衛生の向上のために市内の駅前等15か所に設置している公衆トイレについて、市民が安全かつ快適に利用していただけるよう適正な維持管理につとめる。			・市が駅前等に設置した公衆トイレ(15か所)		
(3) 平成16年度事業の内容(活動)・・・いつ、どのような方法で実施した内容(活動)なのか。					
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃 一般清掃(床面、便器などについて日常的に実施)：(1日1回清掃)364日回×14か所=延べ5,096回 (2日1回清掃)182日回×1か所=延べ182回 特別清掃(天井、内外壁、屋上などについて実施)：(年2回清掃)2回×8か所=延べ16回 (年1回清掃)1回×7か所=延べ7回 ・公衆トイレ内で出た廃棄物(利用者が廃棄したごみ及び清掃業務で出たごみ)の処分量：年間3,696kg ・トラブル・事故等の対応(トイレの詰まり、ぼや、破損、非常ブザーが鳴った際の対応など)：年間116件 ・修繕：年間45件 ・利用実態調査の実施(公衆トイレ3か所について、利用者数の調査を実施) 小田急相模原駅南口：平日、休日の2日間(4月14日、18日)の利用者数：平日595人、休日612人 淵野辺駅南口：平日、休日の2日間(10月10日、14日)の利用者数：平日343人、休日95人 淵野辺駅北口：平日の1日間(10月14日)の利用者数：平日517人 					
6 関連・類似事業や他市の状況					
近隣の9市区(横浜市、川崎市、横須賀市、八王子市、町田市、多摩市、世田谷区、渋谷区、新宿区)が駅前設置した公衆トイレの状況(平成15年度調査)					
<ul style="list-style-type: none"> ・公衆トイレの延床面積の近隣9市区平均：39㎡(本市整備基準50㎡) ・1日の平均清掃回数：近隣9市区平均2.2回 ・公衆トイレ設置数：小田急線沿線：73駅中20駅(うち本市3駅中3駅)、横浜線沿線：32駅中24駅(うち本市5駅中5駅)、相模線沿線：18駅中7駅(うち本市7駅中3駅) 					
7 事業費の推移 [単位：千円]					
年 度	平成14年度(決算)	平成15年度(決算)	平成16年度(決算見込)	平成17年度(予算)	平成18年度(見込)
事業費	40,385	33,654	32,691	52,554	51,054
一般財源	40,385	33,654	32,691	52,554	51,054
受益者負担金	0	0	0	0	0
その他の特定財源	0	0	0	0	0
人件費の合計	3,356	6,408	6,456	4,842	3,228
事業コスト合計(a)	43,741	40,062	39,147	57,396	54,282
8 事業効率・・・(複数の事業で構成されている場合は、その中の主たる事業)					
主たる事業名	清掃業務委託(日常的に実施している一般清掃及び内外壁、天井等について年1～4回実施した又は実施する特別清掃)			対象名称(単位)	駅前等公衆トイレ(15か所)
年 度	平成14年度(決算)	平成15年度(決算)	平成16年度(決算見込)	平成17年度(予算)	平成18年度(見込)
事業コスト(主たる事業)	28,925	21,537	21,115	36,663	36,663
対象数	15	15	15	15	15
単位あたり経費(円)	1,928,333	1,435,800	1,407,667	2,444,200	2,444,200
前年度比		0.74	0.98	1.74	1.00

9 活動指標・・・実施した内容（活動）の数値化					
指標名 (単位)	年間延べ清掃回数（回）	指標式と指標の説明		日常的に実施している一般清掃及び内外壁、天井等について年1～4回実施した又は実施する特別清掃の年間延べ清掃回数	
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（目標）
実績	10,598.0	5,314.0	5,301.0		
目標	10,598.0	5,315.0	5,301.0	9,851.0	9,851.0
目標達成度	1.00	1.00	1.00		
10 成果指標・・・対象と意図の達成度を表す指標					
指標名 (単位)	トラブル・事故等件数（件）	指標式と指標の説明		トラブルや事故で通報等があった件数	
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（目標）
実績	-	68.0	116.0		
目標	-	-	-	40.0	40.0
目標達成度					
11 個別評価					
(1) 妥当性の評価 【A：妥当である・B：妥当性に課題がある・C：妥当でない】					
B	<input type="checkbox"/>	法令等により実施することが義務付けられている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	法令等に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input type="checkbox"/>	将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input type="checkbox"/>	税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 【A：有効である・B：有効性を高める余地がある・C：有効でない】					
B	<input type="checkbox"/>	上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input type="checkbox"/>	成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。			
(3) 効率性の評価 【効率が良い・B：効率性を高める余地がある・C：効率が悪い】					
C	<input checked="" type="checkbox"/>	単位あたりの経費は適正である。			
	<input type="checkbox"/>	これ以上コスト節減の余地がない。			
	<input type="checkbox"/>	受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input type="checkbox"/>	事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力の導入の可能性 【有・無】					
	<input type="checkbox"/>	業務の一部または全部について、民間で実施する方が経費の節減に繋がる。			
	<input type="checkbox"/>	業務の一部または全部について、民間で実施する方が技術・知識面で優れている。			
	<input type="checkbox"/>	業務の一部または全部について、民間で実施する方がサービス面で優れている。			
	<input type="checkbox"/>	民間では実施していない、または市が実施する方が優れている。			
12 総合評価					
(1) 自動判定結果					
	{	良好な状態を維持する事業			
	{	概ね良好な状況である事業			
	{	見直しを行う必要がある事業			
	{	抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業			
(2) 担当課の課長による評価（今後の方向性）			(3) 課長の評価に関する説明		
見直し	<input type="checkbox"/>	拡充・充実		・落書きや破損行為など、適正利用がされないことで利用者が安心して利用できない状況もあることから、利用実態を把握し、設置基準や利用可能時間帯の見直しを検討する。 ・清掃回数の見直し（増）を検討する。	
	<input type="checkbox"/>	現状維持			
	<input checked="" type="checkbox"/>	見直し			
	<input type="checkbox"/>	廃止			
13 成果の向上及び効率性を高めるための方策			14 課題として認識されたこと		
1日2回以上の清掃を実施することにより清潔感を保持し、利用者のマナーの向上を図ることで、トラブルや事故の対応、落書きや破損行為を抑制する。			・落書きや破損行為、また、汚物以外のものを流すことによる詰まりなど、維持管理に支障をきたしている。 ・清掃回数について、1日2回を15年度から1日1回にしたことにより、利用マナーが悪化した。		
15 二次評価					
(1) 行政評価会議による評価（今後の方向性）			(2) 二次評価コメント		
見直し	<input type="checkbox"/>	拡充・充実		担当課の課長による評価（今後の方向性）のとおり、見直しを進める。	
	<input type="checkbox"/>	現状維持			
	<input checked="" type="checkbox"/>	見直し			
	<input type="checkbox"/>	廃止			